

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東温市	北方地区(西ノ側集落、宝泉集落、原沖集落、旦之上集落、上海上集落、下海上集落、猪之窪集落、上古市集落、下古市集落、西古市集落、西中村集落、東中村集落、小坂集落、上砂集落)	令和4年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	100.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	100.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	44.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現状70歳以上かつ後継者未定の農地は13.6haあり、近いうちに荒廃農地となる恐れがある。 集落によっては担い手の不足が深刻化している。 認定農業者も含め農家の高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在は地域内の集落ごとで個々の農家が受け手になっているが限界がきている。裏作に関してはDが中心となって規模縮小や離農する農家の農地を借り受け、荒廃農地の発生を防止する。
北方東地区においては、集落営農組織の設立を引き続き検討していく。
認定農業者も含め、農家の高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務であることから、今後は若い新規就農者や定年帰農者の方に集積をしていく。 新規就農者の受け入れをできるよう農地を維持していくことが重要。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲、野菜	4.3 ha	水稲、野菜	5.7 ha	北方地区全域
	B	水稲、野菜、花き	0.7 ha	水稲、野菜、花き	0.7 ha	北方地区全域
認農	C	水稲、肉用牛	6.4 ha	水稲、肉用牛	6.4 ha	北方地区全域
認農法	D	麦	29.6 ha	麦	30 ha	北方地区全域
	E	水稲、野菜	0.9 ha	水稲、野菜	0.9 ha	北方地区全域
	F	水稲、野菜、花き	1.8 ha	水稲、野菜、花き	2.8 ha	北方地区全域
認農	G	水稲、麦、イチゴ	2.1 ha	水稲、麦、イチゴ	2.1 ha	北方地区全域
認農	H	水稲、麦	2.1 ha	水稲、麦	2.1 ha	北方地区全域
認農	I	花き、野菜、水稲、麦	2.1 ha	花き、野菜、水稲、麦	2.2 ha	北方地区全域
	J	水稲、野菜	0.4 ha	水稲、野菜	0.4 ha	北方地区全域
認農	K	水稲、イチゴ	0.9 ha	水稲、イチゴ	1.8 ha	北方地区全域
認就	L	水稲、野菜	2.1 ha	水稲、野菜	8.9 ha	北方地区全域
認農	M	水稲	1.7 ha	水稲	1.7 ha	北方地区全域
認農	N	水稲、野菜	1 ha	水稲、野菜	1 ha	北方地区全域
認農	O	果樹、野菜	1.2 ha	果樹、野菜	1.2 ha	北方地区全域
認農	P	水稲、麦、野菜	4.3 ha	水稲、麦、野菜	4.3 ha	北方地区全域
認農	Q	水稲、野菜、果樹	2.7 ha	水稲、野菜、果樹	4 ha	北方地区全域
	R	水稲、麦、薬用作物	2.5 ha	水稲、麦、薬用作物	2.5 ha	北方地区全域
	S	イチゴ	0 ha	イチゴ	0.4 ha	北方地区全域
計	19人		66.8 ha		79.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】

地区内の耕作しやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、後継者未定の農地について、中心経営体への賃借を進める。

【農地中間管理機構の活用方針】

中心経営体への農地集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。

農地中間管理事業の貸付け及び機構集積協力金の要件を満たす方については、機構への貸付けを積極的に促していく。

【基盤整備への取組方針】

当該地区は既に大部分の農地において基盤整備が図られているが、水路等の農業用施設の老朽が進んでいる。隣接する市街化区域にも地区内農地が存在し、一体的な管理が困難になっている。

【新規・特産化作物の導入方針】

米、麦以外にも冬野菜(白ねぎ等)の作付けを拡大し、土地の有効利用による収益性の向上と農業経営の改善を目指すと共に、地域内雇用を行えるようにする。

ユリ等の付加価値の高い作物の作付拡大を推進し、収益性と所得向上を目指す。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

侵入防止柵や檻の設置、周辺林地の下草刈り等を行い、有害鳥獣の侵入防止に努める。

【災害対策への取組方針】

豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺の水路の点検、清掃等を日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。